

税務における「社会保障・税番号制度」の利用

○ 番号法では、マイナンバーを社会保障制度、税制、災害対策などの、法令又は条例で定められた行政手続で利用することが可能とされている。そのうち、国税の分野では、国税の賦課又は徴収に関する事務等にマイナンバーを利用することとされている。

- ・ 納税者が税務当局に提出する申告書等や、取引の相手方が税務当局に提出する法定調書に、「番号」を記載することが必要。
- ・ その結果、税務当局が、申告書等の情報と法定調書的情報を、その番号により名寄せ・突合できるようになり、納税者の所得情報をよりの確に把握することが可能となる。

